

せいり ばんごう 整理番号	4-12-1	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き		
こう ぐく 項目	かいがい とうこう 海外に渡航するとき		
ない よう 内容	さいにゆうこく きよか 再入国許可		

1 想定される質問の背景 ○ 海外に渡航予定だが、出国すると在留資格がどうなるか不安だ。

2 基本的な質問と回答

相談者 海外に渡航するのですが、日本で何か手続を行なう必要はありますか？

回答者 再入国許可を取得して海外に渡航しないと、在留資格及び在留期間は消滅し、再び日本に入国する場合にはあらためて査証(ビザ)を取得して上陸許可を受けねばなりません。日本に在留する外国人の一時的な出入国の場合に、入国・上陸手続を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可が再入国許可です。日本入国後は従前の在留資格及び在留期間が継続しているものとみなされます。

相談者 海外に渡航するたびに、再入国許可を取得しなければならないのですか？

回答者 一回限り有効のものと、何回でも期間内使える数次有効のもの2種類があります。

相談者 2年間の留学の予定ですが、再入国許可の期間はどれくらいもらえますか？

回答者 再入国許可の有効期間は、3年(特別永住者は4年)を超えない範囲となります。申請者本人の在留期間を超えて許可されることはないので、在留期間が残り少ないときは在留期間の更新手続を行なってから、再入国許可申請を行ってください。

相談者 留学期間が伸びて、再入国期間が経過しそうな場合は、延長が認められますか？

回答者 海外で病気・留学の途中などやむを得ない理由で再入国許可の有効期間内に日本に戻れない時は、現地の日本大使館または領事館で再入国許可の有効期間の延長許可(一回の許可につき最長で1年)を受けられます。なお、この延長許可は当初の再入国許可が効力を生じた日から4年(特別永住者は5年)を超えない範囲の期間で、出国前に与えられていた在留期間の範囲内で与えられます。

相談者 再入国許可はどこで申請するのですか？費用はいくらですか？

回答者 東京入国管理局横浜支局などで行います。手数料は収入印紙で1回限りの許可が3,000円、数次許可が6,000円です。

- ⇒ 入国管理局 13-3-7へ
- ⇒ 在日大使館&領事館 13-3-6へ
- ⇒ 市区町村役所・役場 13-5-1へ

3 派生する質問と回答

相談者 海外渡航の際、外国人登録証明書は返却する必要はありますか？

回答者 その必要はありません。再入国許可を受けて出国した外国人の外国人登録は、出国を理由に閉鎖されることはありません。

相談者 再入国許可の代理申請はできるのですか？

回答者 申請人が16歳未満や病気の場合などは、父母・配偶者・子・親族などの同居親族や、勤めている会社などの職員が代わって申請することができます。